## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る健全化判断比率等(確報値) 【令和4年度決算】

(単位:%)

						(単位・/0/
健全化判断比率						
	実質	赤字比率	連結実	質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
地方公共団体の名称		注1		注2	注 3	注4
北見市	1	( 11.56 )	1	( 16.56 )	11.1	143.8
網走市		( 13.08 )		( 18.08 )	16.7	104.9
紋別市	1	( 13.35 )	-	( 18.35 )	9.4	_
美幌町	-	( 14.03 )		( 19.03 )	6.9	-
津別町		( 15.00 )		( 20.00 )	6.3	-
斜里町	1	( 14.49 )		( 19.49 )	11.7	58.0
清里町		( 15.00 )	-	( 20.00 )	8.7	-
小清水町	-	( 15.00 )	1	( 20.00 )	10.1	32.9
訓子府町		( 15.00 )		( 20.00 )	7.4	-
置戸町	1	( 15.00 )		( 20.00 )	6.4	_
佐呂間町		( 15.00 )		( 20.00 )	8.2	-
遠軽町	1	( 13.42 )	1	( 18.42 )	9.9	17.7
湧別町	1	( 14.73 )	-	( 19.73 )	8.1	-
滝上町	1	( 15.00 )	l	( 20.00 )	6.8	
興部町	_	( 15.00 )	1	( 20.00 )	7.4	_
西興部村	_	( 15.00 )	_	( 20.00 )	8.1	_
雄武町	_	( 15.00 )		( 20.00 )	7.8	_
大空町	ı	( 14.81 )	1	( 19.81 )	10.0	

※ 注1 : ( ) は各市町村の財政規模に応じた早期健全化基準。財政再生基準は20%以上。 注2 : ( ) は各市町村の財政規模に応じた早期健全化基準。財政再生基準は30%以上。

注3 : 早期健全化基準は25%以上。財政再生基準は35%以上。

注4: 早期健全化基準は350%以上。

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
美幌町	公共下水道特別会計	1.4

※ 資金不足比率の経営健全化基準は20%以上。